

共同生活援助事業重要事項説明書

令和8年4月

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

ご利用者に対して共同生活援助事業を提供致します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

1. 事業者の概要

運営事業者の名称	一般社団法人はるか
法人所在地	北海道滝川市朝日町東4丁目5番11号
代表者氏名	福井 雅樹
電話番号	0125-22-6410
FAX番号	0125-22-6410
電子メール	cocoloharuka@gmail.com
ホームページ	https://www.sites.google.com/site/cocoloharuka/
法人設立日	平成25年4月26日

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	共同生活援助事業所・平成26年4月17日指定
第三者評価の実施状況	実施していません。
事業の目的	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の援助を行います。
事業所の名称	共同生活援助事業所こころ
管理者名	石山 希
サービス管理責任者名	福井 雅樹
事業所の所在地	北海道滝川市滝の川町東3丁目12番16号
主たる対象者	精神障がい者・知的障がい者・身体障害者
事業所の運営方針	利用される方一人一人を尊重する精神を貫き、利用される方が心身ともに健やかに生活され、又その能力と特性に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。そのために支援の多様化を図り、より支援内容を深めていきます。
電話番号	0125-22-6588

FAX番号	0125-22-6588
電子メール	cocoloharuka@gmail.com
開設年月日	平成26年 4月17日
利用定員	19名

3. 事業所の概要

(1) 事業所

構造	鉄筋コンクリート造陸屋根
敷地面積	2,519.62㎡
延床面積	816.7㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	一人あたり面積	備考
居室	19室	(1室) 17.0㎡	17.0㎡	
調理室・食堂(1階)	1室	25.0㎡	2.5㎡	10人
玄関・廊下(1階)	1室	98.0㎡	9.8㎡	10人
調理室(2階)	1室	16.5㎡	1.8㎡	9人
居間・食堂(2階)	1室	17.0㎡	1.9㎡	9人
廊下(2階)	1室	55.0㎡	6.1㎡	9人
トイレ	2室	(1室) 10.0㎡	1.1㎡	19人
洗面室	2室	(1室) 8.5㎡	0.9㎡	19人
洗濯室(1階)	1室	7.5㎡	0.75㎡	10人
喫煙室(1階)	1室	7.5㎡	0.75㎡	10人
脱衣室(1階)	1室	7.0㎡	0.7㎡	10人
浴室(1階)	1室	10.5㎡	1.05㎡	10人
脱衣室(2階)	1室	7.5㎡	0.8㎡	9人
浴室(2階)	1室	7.5㎡	0.8㎡	9人
階段	2か所	(1室) 15.0㎡	1.6㎡	19人
合計	34室	649.0㎡	36.2㎡	19人

(3) 職員体制

職員数	員数	区分	常勤換
-----	----	----	-----

職種	員数	じょうきん 常勤	ひじょうきん 非常勤	んきぎ 算後の
かんり しや 管理者	めい 1名	めい 1名	けんむ 兼務	めい 1名
サービス管理責任者 かんり せきにんしや	めい 1名			めい 1名 せんじゆう 専従 0. 3名
せわにん 世話人	めい 3名	めい 2名	けんむ 兼務	めい 1名 せんじゆう 専従 6 2 5
せいかつしえんいん 生活支援員	めい 5名	めい 5名	けんむ 兼務	めい 2名
かんごしよくいん 看護職員	めい 1名	めい 1名	せんじゆう 専従	めい 1名

4. 職員しよくいん きんむ たいせいの勤務体制

しよくしゆ 職種	きんむ じかん 勤務時間
かんり しや 管理者（常勤）	せいぎ きんむ じかん 正規の勤務時間/常勤で勤務（週平均32時間）
サービス管理責任者（常勤） かんり せきにんしや じょうきん （常勤）	10：00～19：00
せいかつしえんいん 生活支援員（常勤）	せいぎ きんむ じかん 正規の勤務時間/常勤で勤務（週平均32時間） 8：30～17：30 または 19：30～翌朝7：00 までの間の4時間 あいだ じかん およ
せわにん ひじょうきん 世話人（非常勤）	7：00～9：00 及び 16：00～19：00 また 又は 9：30～15：30 また 又は 1日のうち実働5時間以内の範囲で変動 にち じつどう じかん いない はんい へんどう
かんごしよくいん 看護職員（常勤）	せいぎ きんむ じかん 正規の勤務時間/常勤で勤務（週平均32時間） 7：00～16：00 へいきん

5. 共同生活援助事業きやうどうせいかつえんじよぎやう がいようの概要

りよう りようきん くんれんとう きゆうふひ
利用料金が訓練等給付費から給付されるサービスについて（訓練等給付費支給対象サービス）

くんれんとうきゆうふひ しちようそん しきゆう だいりじゆりやうかく ていりつふたん しちようそん さだ
訓練等給付費（市町村から支給される代理受領額および定率負担として市町村が定めた額を合わせたもの。）の範囲内でサービスの内容は以下の通りです。

りよう しゃ こじん ていきやう ないやう きやうどうせいかつえんじよぎやう
なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助事業利用契約書」第5条により作成する個別支援計画に基づくものと致します。

（1）基本的な生活にかかわる支援きほんてき せいかつ しえん

しゆるい 種類	ないやう 内容
しよくじ ちやうしよく ゆうしよく 食事（朝食と夕食のみ）	ひよう りようしやふたん おも せわにん 費用については、利用者負担とします。主に世話人の かんり えいよう りようしや しんたいじようきやう およ しちよう はいりよ 管理のもと、栄養と利用者の身体状況及び嗜好に配慮 した食事の提供と支援を行います。アレルギーについ ては、一般的な配慮は行いますが、誤食事故が発生し た場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。 いっぽんてき はいりよ おこな ごしよくじ はっせい ばあい せきにん お りようしやう

	^{しょくじ} ^{じかん} ^{ちようしょく} ^{ごぜん} 食事時間 朝食 ^{ごぜん} 午前 7 : 30 ~ 午前 8 : 30 ^{およ} ^{ゆうしょく} ^{ごご} 及び 夕食 ^{ごご} 午後 17 : 30 ~ 午後 18 : 30
^{にゆうよく} ^{よくしつ} ^{およ} ^{だつしつ} 入浴（浴室及び脱衣室の ^{せいそう} ^{ふく} 清掃も含む）	^{きほんてき} ^{りようしゃじしん} ^{おこな} 基本的に利用者自身にて行っていただきますが、個々 ^{じようきよう} ^{おう} ^{ひつよう} ^{しえん} の状況に応じて必要な支援をさせていただきます。 ^{りようしゃじしん} ^{おこな} ^{てきせつ} ^{ぶぶん} 利用者自身にて行っていただくことが適切でない部分 ^{じぎょうしよがわ} ^{おこな} ^{げんそく} については事業所側で行うことを原則といたします。
	^{にゆうよくじかん} ^{あさ} ^{ごぜん} ^{ごぜん} 入浴時間 朝 午前 7 : 00 ~ 午前 9 : 00 ^{およ} ^{ゆう} ^{ごご} ^{ごご} 及び 夕 午後 16 : 00 ~ 午後 19 : 00
^{はいせつ} ^{ふくそう} ^{せいよう} 排泄・服装・整容	^{りよう} ^{しゃ} ^{じようきよう} ^{おう} ^{てきせつ} ^{しえん} 利用者の状況に応じて適切な支援をいたします。
^{せいそう} ^{せんたく} 清掃・洗濯	^{りよう} ^{しゃ} ^{かいてき} ^{にちちゅうかつどう} ^{おく} ^{じぎょうしよ} ^{ない} ^か 利用者が快適な日中活動を送れるよう、事業所内の環 ^{んきよう} ^{せいけつ} ^{たも} ^{つと} 境を清潔に保つことに努めます。 ^{きほんてき} ^{りよう} ^{しゃじしん} ^{おこな} ^ご 基本的に利用者自身にて行っていただきますが、個々 ^{じようきよう} ^{おう} ^{ひつよう} ^{しえん} の状況に応じて必要な支援をさせていただきます。 ^{りようしゃじしん} ^{おこな} ^{てきせつ} ^{ぶぶん} 利用者自身にて行っていただくことが適切でない部分 ^{じぎょうしよ} ^{がわ} ^{おこな} ^{げんそく} については事業所側で行うことを原則といたします。
^{せいり} ^{せいとん} 整理整頓	^{りよう} ^{しゃ} ^{ほんにん} ^{しぶつ} ^{かん} ^{りよう} ^{しゃじしん} ^{おこな} 利用者本人の私物に関しましては利用者自身で行って ^{ただ} ^{こじん} ^{じようきよう} ^{おう} ^{ひつよう} ^{しえ} いただきます。但し、個々人の状況に応じて必要な支 ^ん ^{おこな} ^{ばあい} ^{じぜん} ^{りよう} ^{しゃ} ^{りようかい} ^え ^{しよくいん} 援を行う場合は、事前に利用者の了解を得てから職員 ^{いっしょ} ^{おこな} ^{げんそく} ^{いた} が一緒に行うことを原則と致します。
^{あんぜんかんり} 安全管理	^{りよう} ^{しゃ} ^{にちちゅうかつどう} ^{おこな} ^{あんぜん} ^{あんしんかん} 利用者が日中活動を行うにあたって安全で安心感をお ^{もち} ^{いた} ^た ^め ^{しよくせい} ^{かつ} ^{おうきゆうちりようしよち} ^{かん} ^{きざ} もちいただくため、食生活や応急治療処置に関する器 ^い ^{せつび} ^{えいせい} ^{かんり} ^{かん} ^{たてもの} ^{せつび} ^{かん} ^{ていき} ^{てんけん} 材、設備の衛生管理、また建物設備に関する定期点検 ^{など} ^{あんぜんかんり} ^{つと} ^{ひつよう} ^{かいぜん} ^{しゅうぜん} ^{など} ^{そち} ^{こう} 等安全管理に努め、必要な改善、修繕等の措置を講ず ^{など} ^{めん} ^{あんぜんかくほ} ^{りよう} ^{しゃ} ^{にちちゅうかつどう} ^じ る等ハード面の安全確保のほか、利用者の日中活動時 ^{あんぜんはいりょ} ^{あんぜんめん} ^{そうごうてき} ^{たいおう} ^{おこな} の安全配慮など安全面について総合的な対応を行い、 ^{あんぜんかくほ} ^{つと} 安全確保に努めさせていただきます。

(2) ^{にちちゅうかつどう} ^{しえん} ^{じりつ} ^む ^{しえん}
 日中活動にかかわる支援（自立に向けた支援）

^{しゆるい} 種類	^{ないよう} 内容
^{しゃかい} ^{かつどう} ^{しえん} 社会活動支援	^{りよう} ^{しゃ} ^{じようたい} ^{おう} ^{じちかい} ^{かつどう} ^{けんり} ^{こうし} ^{かか} 利用者の状態に応じて、自治会活動や権利行使に関わ ^{ほんにん} ^{かつどう} ^{しえん} ^{りよう} ^{しゃ} ^{せい} ^{かつ} る本人活動を支援いたします。また、利用者の生活を ^{ゆた} ^{ひつよう} ^{しゃかい} ^{けいざい} ^{かつどう} ^{さんか} ^{しえ} 豊かにするために、必要な社会経済活動への参加も支 ^援 援致します。

(3) ^{しゃかい} ^{せい} ^{かつ} ^{しえん}
 社会生活にかかわる支援

しゅるい 種類	ないよう 内容
コミュニケーション	りようしゃ ここの のうりよく おう きまざま しゅほう いし 利用者個々の能力に応じて、様々な手法により意思を でんたつ しえん いた 伝達することができるよう支援致します。
きんせんかんり 金銭管理	きほんてき りようしゃ じしん おこな ひつよう 基本的には利用者自身で行っていただきますが必要に おう ここの のうりよく おう ほうほう おこな しえん いた 応じて個々の能力に応じた方法で行えるよう支援致し ます。
じょうほういきよう 情報提供	しゃかいさんか はか いっかん こべつてき せつめい ふく ゆう 社会参加を図る一環として、個別的な説明を含め、有 えき ひつよう じょうほう りようしゃ ていきよう 益で必要な情報を利用者へ提供させていただきます。
ちいき せいかついきよう 地域生活移行	りようしゃ いし ほうていだいり にん りかい きょうりよく した 利用者の意思とその法定代理人の理解、協力の下に、 ひつよう じょうけん せいび うえ ちいき せいかつ いこう しえん いた 必要な条件を整備した上で地域生活への移行を支援致 します。
にんげんかんけい 人間関係	ひつよう じんてき ぶつてき かんききょうせい えんかつ にんげんか 必要な人的・物的な環境調整とともに、円滑な人間関 んけい きず しゃかいせい やしな しえん いた 係を築くための社会性を養うことができるよう支援致 します。
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	りようしゃ およ ほうていだいり にん そうだん ひ 利用者及びその法定代理人からの相談については、必 つよう おう しえん おこな つと 要に応じて支援を行うよう努めます。＜窓口＞ かんりしゃ かんりせきにんしゃ せわにん 管理者・サービス管理責任者・世話人
しゃかいしげん りよう 社会資源の利用	りようしゃ しゃかい かか せいかつ おく 利用者がより社会と関わりのもてる生活を送ることの こうてきせつ ちいき じゅうみん かつどうさんか などしゃかいしげ できるよう、公的施設や地域住民の活動参加等社会資 ん かつよう はか しえん いた 源の活用が図れるよう支援致します。

(4) ほけん いりよう 保健医療にかかわる しえん 支援

しゅるい 種類	ないよう 内容
けんこうかんり 健康管理	きょうりょく りよう きかん きょうりよく けんこうかんり つと 協力医療機関の協力により、健康管理に努めさせてい ただきます。 じょうじ りよう しゃ ここの しつぺいよぼう けんこうかんり つと 常時は、利用者個々の疾病予防、健康管理に努めさせ ていただきます。 りよう じかんちゅう きゅうびよう じぎょうしょ せ 利用時間中のケガや急病につきましては、事業所が責 きにん たいおう 任をもって対応させていただきます。 りようしゃ いりよう きかん つういん ばあい つ そ きぼう 利用者が医療機関に通院する場合、付き添いを希望さ れるときは配慮いたしますが配置の都合上希望に添え ない場合もございます。
ふくやく かんり 服薬管理	かんり きぼう りよう しゃ かんりしゃ 管理を希望される利用者については、管理者やサービ かんり せきにんしゃ せいかつしえんいん せわにん りようしゃ ふくやく ス管理責任者・生活支援員・世話人が利用者の服薬を かんり かんり よ やく あやま ばんぜん き 管理いたします。与薬は、誤りのないよう万全を期し ます。

つういん ちりょう 通院・治療	きょうどうせいかつえんじぶぎょう じかん ない はっせい じこ きゅうびょう 共同生活援助事業時間内に発生した事故や急病について、治療が必要な場合は通院いたします。また、家庭治療の超えない範囲で簡単な応急治療処置を行います。尚、その他の通院に関しては原則として利用者自身（ご家族）で行っていただきます。
--------------------	--

6. 第三者評価の実施状況

じっし うむ 実施の有無	じっし 実施していません。
じっし ちよつきん ねんがつび 実施した直近の年月日	ありません。
じっし ひょうか きかん めいしやう 実施した評価機関の名称	ありません。
ひょうか けっか かいじ じょうきやう 評価結果の開示状況	ありません。

7. 苦情申立先

くじやう もうしたでき 苦情申出窓口	くじやう うけつけたんとうしや いしやま のぞみ 苦情受付担当者：石山 希
	くじやうかいけつ せきにんしや いけざわ かづし 苦情解決責任者：池澤 一志
くじやう もうしで まどぐち 苦情申出窓口	でんわばんごう 電話番号：0125-22-6588 8：30～17：30 受付担当者及び責任者不在の ときは、生活支援員と世話人が窓口を代行します。
だいさんしやいん 第三者委員	ただだ なお 武田 奈緒 でんわばんごう 電話番号：0125-62-5252
ほっかいどう まどぐち 北海道の窓口	ほっかいどうふくし うんえいてきせいかいいんかい 北海道福祉サービス運営適正化委員会 でんわばんごう 電話番号：011-204-6310

8. 事故発生時の対応

けがの手当て（応急処置）を行い、現場を保存するとともに、状況に応じて消防署に通報し、救急車を要請します。また、状況に応じて警察署に通報します。管理者は家族及び所轄官庁に報告と説明を行い、必要に応じて加入保険により損害賠償を行います。

9. 虐待防止等の人権擁護の取組等

（1）責任者の設置

利用者の虐待防止と人権擁護の責任者を設置しています。

責任者氏名 池澤 一志

責任者に外部研修を受けさせるとともに、職員に内部研修を実施しています。

（2）成年後見制度の利用支援

社会福祉協議会および地域包括支援センター等の関係各機関と連携を取ります。

(3) 苦情解決体制の整備
 苦情解決責任者と受付担当者、第三者委員からなる苦情申出窓口を設置するとともに、
 一般社団法人はるか事業所の管理者が担当者となり、苦情解決体制を整備します。

(4) 虐待の防止
 年1回以上、定期的に又は適時、事業所において虐待防止委員会を開催するとともに、
 年1回、虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修を実施します。

10. 協力医療機関

(協力医療機関とは)

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号	(0125) 22-4311	精神科等
なかむらファミリー歯科	滝川市滝の川町東3丁目1147-1	(0125) 26-2282	歯科

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	当事業所の消防計画及び地震災害時マニュアルより対応いたします。
防災訓練	当事業所の消防計画により、毎年1回の避難・防災訓練を実施いたしますのでご協力ください。
防災設備	- 消火器 あり 10本 - ガス漏れ警報器 あり 2か所 - 自動火災報知器 あり 40か所 - 自動通報装置 あり 1か所 - 避難口誘導灯 あり 6か所 ※共用部分には防災カーテン及び防災カーペットを使用しております。 ※居室にカーテン又はカーペット等を使用される場合は、不燃性の防災製品を利用者に購入していただきます。
消防計画	消防署へ毎年届出をします。 防火管理者：池澤一志

12. 利用の際に留意していただく事項

利用されている方々の共同生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に

掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。 設備、器具を利用する際は、十分にお気をつけ下さい。
喫煙の制限	喫煙は決められた場所をお願いいたします。
飲酒の禁止	飲酒は固く禁じております。
金品の授受の禁止	利用者同士及び利用者と職員の金品の授受は固く禁じております。
ハラスメント行為の禁止	あらゆるハラスメント（嫌がらせ）行為は固く禁じております。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自分の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、当事業所で負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・宗教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
健康維持	医師により薬が処方されている方は用量と用法を守り、身心の健康維持に御留意下さい。
衛生保持	清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守りくださるようお願いいたします。
盗難・怪我・事故の補償	事業所の過失によるもの以外は責任を負いかねますので、個人で保険に加入する等を、お願いいたします。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。 その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。 利用終了後は速やかに持ち込み物品をお引取り下さい。残置物を引き渡す場合は実費をいただくこともあります。

13. 訓練等給付費支給外サービス

(1) 社会生活上の便宜

種類	内容
----	----

つういん つきそ 通院の付添い	りようしゃ きぼう ばあい じっし かろう はんい かんりしゃ 利用者の希望がある場合、実施可能な範囲で管理者・ サービス管理責任者・生活支援員・世話人が付き添い をいたします。（事業所が必要と判断した場合も行い ます）
--------------------	--

(2) その他利用者の希望により提供するサービス

しゅるい 種類	ないよう 内容
ちゅうしょく ていきよう 昼食の提供	りようしゃ きぼう ちゅうしょく がいぶいたく 利用者の希望により、昼食の外部委託をいたします。

14. 利用料金

施設利用にともなう利用料金は、本人または扶養義務者の負担能力に応じて市町
村長が定めた本人負担金と事業者が定めた利用料金の合計です。徴収方法は下記の通
いです

(利用料金の支払方法)

利用料金や費用は1ヶ月毎に計算しますので、翌月15日までにご入金くださ
い。当法人が運営する就労支援事業等の利用者は、工賃から差引くこともできます。

私は、本書面にもとづいて管理者・サービス管理責任者から、上記重要事項及び
サービス利用説明書の説明を受け、同意し、交付を受けたことを確認いたします。

れいや ねん がつ にち
令和 年 月 日

り よう しゃ じゅう しょ
利 用 者 住 所

し めい いん
氏 名 印

とうじぎょうしょ じょうき りようしゃ たい きょうどうせいかつえんじどぎょう ていきよう じょうき とお
当事業所は、上記利用者に対する共同生活援助事業の提供にあたり、上記の通り
重要事項及びサービス利用説明書について説明しました。

れいや ねん がつ にち
令和 年 月 日

じ ぎょう しょ じゅう しょ
事 業 所 住 所
めい しょう
名 称

ほっかいどうたきかわし たき かわちよがし ちょうめ ばん ごう
北海道滝川市滝の川町東3丁目12番16号
いっばんしゃだんほうじん
一般社団法人はるか
きょうどうせいかつえんじどぎょうしょ
共同生活援助事業所はるか

せつめいしゃ いしやま のぞみ いん
説明者 石山 希 印